

誓 約 書

- ☐ 防犯対策電話（自動通話）録音機（以下、「機器」という）は、利用者の責任において管理します。
- ☐ 機器接続により発生する電気代は、利用者が負担します。
- ☐ 貸与された機器一式は、第三者に譲り渡したり、貸出したり、売ったりしません。
- ☐ 機器が故障したり、紛失した時には、速やかに連絡をします。
- ☐ 故意による故障、破損があった場合は実費を利用者又は申請者或いは緊急連絡先に記載の関係者により実費（修理又は再購入価格）を負担します。
- ☐ 利用者の住所や連絡先等、記載事項に変更があった時は速やかに連絡をします。
- ☐ 貸与期間（使用期間）が満了した時及び長期入院等の理由により機器を使用しなくなったときは、速やかに貸与された機器等一式を返還します。
- ☐ 機器の貸与を受けるに当たり、家庭環境等の確認を行うことを承諾します。

以上のことを遵守することを誓約します。

真庭防犯連合会 殿

年 月 日

署名

※ 誓約項目を読んで□にチェックを入れて下さい。

※ この誓約書の原本は真庭防犯連合会にて保管し、写しを申請者にお渡しします。